

事業主様

東京都金属プレス工業健康保険組合
理事長 岡本 太郎
《 公 印 省 略 》

短時間労働者の賃金要件の撤廃及び適用除外等の特例について

健康保険法の改正に伴い、令和8年10月1日より短時間労働者にかかる被保険者の加入要件が見直しとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 賃金要件の撤廃について

短時間労働者が健康保険に加入する場合の要件の一つである、賃金要件（所定内賃金が月額88,000円以上「いわゆる106万円の壁」）について、最低賃金の引き上げに伴い労働時間要件の充足により賃金要件を満たすことになるため、撤廃されます。

2. 適用除外等の特例について

短時間労働者のうち、最低賃金法第7条の規定の適用を受ける労働者であって、月額88,000円未満の方は、報酬に比例し保険料負担が大きいことから、当分の間は適用除外となる特例が設けられます。

3. 手続き

うえの2. 適用除外等の特例対象者が**健康保険に加入を希望される場合**、専用の様式（特定減額特例対象者 被保険者資格取得／喪失申出書）を健康保険被保険者資格取得届に添付の上、お手続きをしていただくこととなります。（専用の様式については、後日ホームページに掲載いたします。）

詳しい内容については、同封の別添Q&Aをご参照ください。なお、このお知らせでご不明な点等ございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

東京都墨田区両国4-30-7
東京都金属プレス工業健康保険組合
担当 業務課
03-3634-5151（代表）